○環境省告示第十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、奄美群島国立公園の特別地域内に特別保護地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

この特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

一　区域

鹿児島県奄美市内国有林鹿児島森林管理署二〇二林班、二〇三林班及び二一三林班の各一部
鹿児島県奄美市住用町大字石原、住用町大字神屋、住用町大字川内、住用町大字城、住用町大字摺勝、住用町大字役勝、住用町大字山間及び名瀬大字知名瀬の各一部
鹿児島県大島郡大和村内国有林鹿児島森林管理署二三〇林班の全部
鹿児島県大島郡大和村大字思勝及び大字名音の各一部
鹿児島県大島郡宇検村内国有林鹿児島森林管理署二三〇林班の全部
鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾の一部
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名及び大字嘉徳の各一部
鹿児島県大島郡徳之島町内国有林鹿児島森林管理署二四〇林班及び二六〇林班の全部並びに二三一林班から二三三林班まで、二四二林班及び二五七林班から二五九林班までの各一部
鹿児島県大島郡徳之島町大字山の一部
鹿児島県大島郡天城町内国有林鹿児島森林管理署二四三林班の全部並びに二三四林班、二三五林班及び二四四林班から二四六林班までの各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、奄美群島国立公園の区域の海域内に海域公園地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この海域公園地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

一　名称及び区域	
名称	区域
笠利半島東海岸海域公園地区	鹿児島県奄美市笠利町大字用地先
摺子崎海域公園地区	鹿児島県奄美市名瀬大字小宿地先
大島海峡一号海域公園地区	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字実久及び大字芝地先
大島海峡二号海域公園地区	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字芝地先
大島海峡三号海域公園地区	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字武名及び大字三浦地先
与論島礁湖海域公園地区	鹿児島県大島郡与論町大字茶花、大字那間、大字古里及び大字麦屋地先
与論海岸一号海域公園地区	鹿児島県大島郡与論町大字那間及び大字古里地先
与論海岸二号海域公園地区	鹿児島県大島郡与論町大字那間地先
与論海岸三号海域公園地区	鹿児島県大島郡与論町大字麦屋地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、奄美群島国立公園の区域内に次に掲げる集団施設地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

一　名称及び区域	
名称	区域
住用集団施設地区	鹿児島県奄美市住用町大字西仲間の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十八号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第三項の規定に基づき、自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域（平成十二年二月環境庁告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年三月七日　環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○　自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域（平成十二年二月環境庁告示第四号）（抄）

改正後	改正前
自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域は、次の各号に掲げる都道府県について、それぞれ当該各号に定める区域とする。	自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域は、次の各号に掲げる都道府県について、それぞれ当該各号に定める区域とする。
一　宮城県　同県の区域に属する三陸復興国立公園の区域	一　宮城県　同県の区域に属する陸中海岸国立公園の区域
二～六　（略）	二～六　（略）
七　新潟県　同県の区域に属する尾瀬国立公園、中部山岳国立公園、上信越高原国立公園、磐梯朝日国立公園及び妙高戸隠連山国立公園の区域	七　新潟県　同県の区域に属する尾瀬国立公園、中部山岳国立公園、上信越高原国立公園及び磐梯朝日国立公園の区域
八～十一　（略）	八～十一　（略）
十二　長野県　同県の区域に属する中部山岳国立公園、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、妙高戸隠連山国立公園及び南アルプス国立公園の区域	十二　長野県　同県の区域に属する中部山岳国立公園、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域
十三～二十　（略）	十三～二十　（略）
二十一　鹿児島県　同県の区域に属する雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園及び奄美群島国立公園の区域	二十一　鹿児島県　同県の区域に属する雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園の区域

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成28年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成28年度ＩＴパスポート試験（１月実施分）の合格者を平成29年２月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成29年３月７日　経済産業大臣　世耕　弘成